

令和4年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年3月総会議事録

1 日 時 令和4年3月15日(火) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (5件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (軽妙な変更1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権14件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)
- 2 農業用施設設置届受理報告 (1件)
- 3 土地造成届出受理報告 (1件)
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(6件・農地中間管理事業に係る合意解約4件)
- 5 公共事業に伴う転用届受理報告 (2件)
- 6 その他
 - ・次回総会 4月15日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 4月7日(木) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 |
| 10番 大汐 光晴 | 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 |
| 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 |
| 16番 末永 恵子 | 17番 山近 洋祐 | |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 11番 岡島 史真

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	長谷川 浩司
書記	坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和4年3月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案4件、報告事項5件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和4年3月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 5番、深水一男委員、6番、河野八千代委員、よろしくをお願いいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字油谷新別名字宿井下、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は236㎡。ほか1筆、合計510㎡。 譲受人は、宇部市東梶返▲丁目▲-▲▲、●●●●さん。 譲渡人は、京都市左京区高野竹屋町▲▲番地、●●●●●▲▲▲号、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、長門市空き家活用事業実施に伴う農地法3

条の規定に基づく農地の権利取得に関する手続きを進めたいと考えているから。譲渡人は、相続により取得した農地であり、また、京都市に居住しており、当該申請地を農地として維持管理することが困難であるため、譲受人に有効に利用してもらいたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から北東へ約 531m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

なお、申請地は、空き屋データベースに登録された空き家に付随する農地であり、別段の面積を1 平方メートルに設定した区域となります。

農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、空き家に付随した農地の売買で農用地利用計画書も提出されており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の下限面積要件ですが、本市の空き家に付随した農地の別段面積1 平方メートルの要件は満たしております。

第6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の4 番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

4 番、林です。

この件は、先月にご報告申し上げた通りで、空き家に付随した農地であるということで、何ら問題はないと考えております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明は以上でございます。 本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。 続きまして、2 番をお願いいたします。
長谷川事務局 局長補佐	番号 2。 土地の所在、大字三隅下字平林、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,014 m²。 譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、規模拡大の意向があり、住居脇で耕作している農地に隣接した農地で、譲渡人の要望に応じることとした。譲渡人は、狭小及び飛地につき耕作が難しいため。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から西南西へ約 1.3 k m に位置する農地です。 また、5 ページから 6 ページには公図を添付しております。 農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。 第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。 第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。 第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本来なら、当地区担当の 9 番、大田委員さんの補足説明でございますが、本日は欠席でございますので、私の方から補足説明をさせていただきます。

去る、3 月 8 日に私、事務局、大田委員さん、宮本推進委員さんと現地調査をいたしました、隣接の集落でございます。

ただ今、事務局から説明があった通りでございますが、●●さんご本人は●●を定年退職された後、農業一筋に頑張っておられ、浅田地区にあります農事組合法人●●●●●●の会長をされ、地域の農業も守っておられる方です。

場所につきましては、自分の家から 50m 位の大変近い場所でございます。何ら問題はないと思います。

各委員さんからの質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、3 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 3。

土地の所在、大字油谷蔵小田字岩畔、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,253 m²。

譲受人は、油谷蔵小田▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、広島市安佐北区口田南▲丁目▲▲番▲号、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、長門市空き家データベースに登録された家

屋に付随する農地であり、空き屋と共に購入して耕作するため。譲渡人は、長門市空き家データベースに登録された家屋に付随する農地であり、空き家と共に譲渡するため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページをご覧ください。長門市役所宇津賀出張所から南へ約1.2kmに位置する農地です。

また、8ページには公図を添付しております。

なお、申請地は、空き屋データベースに登録された空き家に付随する農地であり、別段の面積を1平方メートルに設定した区域となります。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、空き家に付随した農地の売買で農用地利用計画書も提出されており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の空き家に付随した農地の別段面積1平方メートルの要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の4番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

4番、林です。

この案件も先程と同じく、先月にご報告申し上げた通り、空き家とその前に広がる農地でありまして、何ら問題はないと思っております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、4番をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。次の2ページをご覧ください。

番号4。

土地の所在、大字西深川字上寺林、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は400㎡。

譲受人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在、肉牛3頭を飼育しており、飼料用の
牧草イタリアンを植え付けることで自然な牧草を与え、安全安心な肉牛を
育てたい。譲渡人は、高齢なため、当該申請地を農地として維持管理する
ことが困難な状況にあるため、譲受人へ売り渡すことにしました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページ
をご覧ください。JR美祢線板持駅から北西へ約757mに位置する農地です。

また、10ページから11ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000㎡以上の要件は満たしてお
ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

担当の高林です。

去る 3 月 8 日に、会長、事務局、私と推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。

現地は、●●営農組合の裏手にありました。

今回は、所有権の移転であります。

地主の●●さんは高齢のため、農地を維持管理することが困難なため、売ることになりました。

購入者の●●さんは、牛の繁殖農家であり、●●さんの田んぼの隣が●●さんの牧草地であることから規模拡大を考えて購入することに決められました。

別に問題がないと思いますので、皆様方のご協議をよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、5 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 5。

土地の所在、大字西深川字北黄幡、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,197 m²。

譲受人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の事由を聞いて、当該申請地を売買により譲り受けて農業経営規模の拡大を計りたい。譲渡人は、高齢なため、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人へ売り渡すことにしました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。JR 美祢線板持駅から西へ約 646m に位置する農地です。

また 13 ページから 14 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

高林です。

続きまして、全員で購入者の●●●さんの所に行きました。

場所は、●●●保育園の裏手にありました。

地主の●●さんは、先程申しましたが、高齢のため、農地を維持管理することが困難なため、●●さんに売ることになりました。

●●さんは、市内有数の稲作複合農家であります。

この田は以前より●●さんが耕作をしており、規模拡大を考えて購入することに決められました。

この土地は、ほ場整備であり、何ら問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字仙崎字小浜、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は784㎡。ほか4筆、合計2,573㎡。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、美祢市秋芳町別府▲▲▲▲▲番地▲、●●●●株式会社。

貸付人は、通▲▲▲番地▲▲、●●●●●さん、ほか1名です。

転用の目的は、工事用進入路及び駐車場、作業地です。

理由としまして、借受人が、申請地は鉱物長距離ベルトコンベア補強工事をするにあたり、進入路及び駐車場、作業地を造り、補強工事のために利用する必要があるため、一時転用を行うものです。貸付人は、現在耕作

をしていない状態であったことから借受人の申し出に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。JR 山陰本線仙崎支線仙崎駅から南南東に約 1.64 km に位置する農地です。

また、16 ページから 17 ページには公図を、18 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、親会社の●●●●●●●●●●株式会社からの貸付に係る契約書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用になっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路以外の河川または水路を使用し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

次に(3) 一時的な転用についてですが、申請者からは、目的終了後、原状回復する旨の誓約書の提出があり、使用貸借による権利の設定ですので問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 5 番、深水委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

5 番

5 番、仙崎地区担当の深水です。

3 月 8 日に、大野会長さん、事務局、西川推進委員さんと私で現地調査を行いました。

この場所は、位置図の 15 ページを見ていただいたら分かるように、●●

●●●●そして●●●●のベルトコンベアが国道を横断しております。

通称、白潟1区ですけれども小浜地区にわたります。

先程、事務局の方から説明があったように、補強工事ということで、問題ないかなと思います。

それと、現状回復誓約書というのを提出されておって、工事が完了した段階で直ちに現状を回復するというのでありますので、問題ないと思います。

慎重審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字東深川字西新開、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は563㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字江向▲▲▲番地の▲、株式会社●●●●●●●●。

譲渡人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、2区画の宅地分譲と進入路です。

理由としまして、譲受人が、当該申請地付近では現在、宅地化が進んでおり、農地として維持管理することが難しくなっており、家屋建築に向けて造成地として売り出したい。譲渡人は、人手不足で当該申請地を農地として維持管理することが困難であるため、譲受人の話を聞き、譲り渡すことにしました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び19ページをご覧ください。JR山陰本線仙崎支線仙崎駅から西へ約122mに位置する農地です。

また、20 ページから 21 ページには公図、22 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第 1 種中高層住居専用地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、新設の側溝を通して道路の側溝に放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17 番

17 番、山近です。

去る 3 月 8 日に、大野会長さん、事務局 2 名、西川推進委員さんと私の計 5 名で現地調査をしました。

場所は、仙崎駅近くの線路横の田でございます。

水稻をされておられましたが、事務局から説明がありましたように、人手不足で維持管理が難しいということでの所有権の移転でございます。

周りが宅地化が進んでおって、第 3 種農地でありますので、問題ないかと思っております。以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農業振興地域の変更について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

今回、農林水産課より農業振興地域の軽微な変更に関する案件 1 件について意見を求められています。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 4 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

それでは、軽微な変更、用途区分の変更について説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、農用地の用途変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

では、番号 1。

土地の所在、大字日置中字的場、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 2,354 m²のうち用途変更する面積は 97 m²です。ほか 1 筆で、用途変更面積は合計 194 m²。

申請者は、日置下▲▲番地、●●●●。

変更の目的は、農道を設置することにより、農業用機械等が通行できるようにして、作業効率を向上させるため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 23 ページをご覧ください。申請地は、長門市役所日置支所から西へ約 1.64 km に位置する農地です。24 ページには公図を、25 ページには土地利用計画図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変

更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

16番

当地区担当の末永です。

補足説明は、添付資料の23ページ24ページの位置図を参考に説明したいと思います。

申請者は、生産牛の飼育と、水稻栽培、牧草、大豆の作付けをされております。

23ページ中程の自宅に隣接して、牛舎と農業用倉庫を建設されております。

申請地である▲▲▲▲番▲と▲▲▲▲番▲は、現状は1枚に造成されていました。

今回このほ場整備田の中に農道を設置したいということです。

近隣農地の耕作所有者の転用承諾書の写しも確認しましたが、私、個人としては作業効率を向上させたい気持ちは理解できますけれども、今回の農道設置による時間短縮は2、3分程度だと思われます。

今回のように、ほ場整備田の真ん中に農道を設置するというのが、それでいいのかという疑問も感じております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

地区を担当する委員さんからの補足説明でございますが、各委員さんからご意見がありましたら参考にさせていただきたいということでございます。ほ場整備田の中ということでございますが、どなたか自分の地域でも似たようなことがあるんじゃないかということがありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが。

10番

はい。

議 長

はい、よろしくお願いいたします。

10番

10番、大汐です。

一つ気になるんですけれども、▲▲▲▲番▲と▲▲▲▲番▲は所有者は同じ方なんですか。

事務局長
補佐

▲▲▲▲番▲が申請者で、▲▲▲▲番▲は所有者が別の方になります。

この2筆は畦畔等で仕切られてなくて、1枚の田になっておりまして、耕作は申請者が作っております。

農道の設置に関しては、所有者の方の承諾は一応得られておるということです。

10番

普通、ほ場整備でいけば、換地畦畔と同じようなかたちのものができるような考えでいいのかなというのと、あと、一番気がかりなのは、小さい方の管理が、排水面とかその辺がきっちりできていればいいのかなと思って質問させていただきました。以上です。

議長

他にどなたかお願いいたします。

14番

14番、木村です。

申請者が自分のところで中々審議しにくいんですが、ほ場整備を作る時にそこまで作業効率をというのではなく、図面上で進入路をそれぞれに農道があり、進入路を計画して図面通りに作られたと思うわけでございまして、たまたま自分の土地があり、違う土地の耕作をしよるから作業効率等も考えて排水路の上に蓋をして自分の長屋の方から行くようにということやけど、これが他の人にも波及せんように問題になっちゃうわけですか。

これはあくまでも例外よってということで。それじゃなけんあの人1種農地でああいうことをやったから、それじゃ俺もできるのということが広がったらこれまたどねいたものかなと思っちゃう。

やからほ場整備をやった時点でそれぞれの農家の作業効率うんぬんということとは頭には入ってなかったと思う。

田を作るについてどういうのが一番やりやすいかということで、またそれぞれの農地の持分で作ったりなんだりしていったと思うんやけど。

理由からすれば一番、作業効率を重視されてのことやけど、本人がそう言っただけなら仕方ないから、これが他の人に波及するとなるとどうかなと。それが私の気になるところです。

先程、担当の末永さんが言われたような気がかりですけども。

議長

もう一方お願いいたします。

3番

この変更理由がですね、作業効率の向上というふうに集積に書かれておりますけれども、本当に私がきちんと農業をするのであれば、この農道を▲▲▲▲番▲の方にですね、下の方にしてからやるのが一番効率がいいんじゃないですか。

これが効率が良くなるっていうもんじゃなくて、かえって効率が悪くなるように思うんですが。その辺はいかがですか。

議 長

今のことについてを、地区担当か事務局お願いします。

事務局長
補佐

客観的にみてその通りだと思います。

結果論というか、右側の一番最後のページですが、既存の進入路というのが、両方の地権者の間に作ってあるんですよ。畦畔はなくて、1枚の田になって両方入れるように。それに合わせて反対側の橋があるんですけども、これは自分で作られているんですよ。既存であった橋ではなくて。もともとなかった。で、結果的にそこに橋があるからそれを直線で繋いでしまうという形になると。

たとえば、橋がなかったとして考えると、▲▲▲▲番▲に寄せてきちんとした物を作った方がいいのかなというような個人的な思いはございます。

3 番

この橋は単独で作っちゃうけど、これは許可とか何かいるんじゃないの。

事務局長
補佐

これは、農林事務所からも指摘がありまして、軽妙な変更を含め農業振興地域を変更する場合は、農林水産課が農業委員会の外に、今回のようにほ場整備田であれば農林事務所にも意見照会を依頼しています。

その際に、この水路に関しては実際に占用されているが、きちんと申請がでているのか確認が必要ではとの話があったと聞いています。

無申請での占用で水路の流水断面を侵すことになれば、大雨が降った時に詰まるので、当然許可は必要になります。

事務局長

今、長谷川が言いましたように、この橋がなければ、この通路は正直言って必要ないと思うんですよ。

この橋があるから通路を作るという発想になっているとちょっと思っていますので。

今、長谷川が言いましたように、農林水産課の方に確認を取って、きちんとした、いわゆる当然許可が必要となってきますので、申請をしまして、市から許可が下りるかどうかわかるかどうか、そこもちょっとまだ分からない状況ですので、それを待ってからでもまた協議をしてもいいのかなというふうに事務局の方では考えておるところでございます。

この件については、皆様からご意見をいただけたらと思いますが。

議 長

せっかくですので、先程、事務局長の方から農林事務所等の意見を踏まえた上で、再度、皆様方に結果によって再度お諮りするという発言もござ

いました。

今、担当委員の方からもですね、ご発言もございました。

せっかくですので、もう一方、何かご意見のある方ございましたらお願いいたします。

4 番 はい。

議 長 はい、お願いいたします。

4 番 先程、担当の方もおっしゃられていましたけれども、私もこちらっとは現状を知った場所を知っているぐらいなんですけれども、田んぼの中にわざわざ道を作って直線で行って効率を上げるとおっしゃられるけれど、田んぼの作業効率が落ちるんだったら、ちょっとお遠回りしても家の前を通ったらすぐ家の裏が施設なんで、それこそほんとに1分2分の違いくらいだろうからここまでする必要はないんじゃないかとは個人的に思いました。

議 長 ただ今、作業効率による時間の短縮がこの申請の許可によってあんまり効果が望めんのじゃないかという発言がございました。

結論的に先程、事務局長が申しましたように、農林事務所等、農林水産課等のご意見を再度確認をして近いうちにもう一度、農業委員会の方で結果に基づいてご審議をしていただくという形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局長
補佐 最終的には、200 m²未満の農業用施設で届出ということになりますので、許可うんぬんの話にはなりません。

それで、今回の意見照会での農林水産課への回答として、一旦保留し計画の見直しをお願いしたうえで、次回総会で再度審議をするのか、条件付きで橋の占用許可を得たうえでの同意とするかの2つかなと考えています。

10番 これですね、小さい方の▲▲▲▲番▲の方ですよ、これの●●さんに対してどうい管理をしていくのか。本当にこのほ場整備で作業効率を良くするために角い田んぼを作って、ちゃんとした物を作っているはずなんで、▲▲▲▲番▲でいうと、約450 m²くらいの土地を本当に有効に使えるかどうか、それと後は、この田んぼであれば排水路の問題もあるし、管理をするにあたって本当にそれが妥当なのか極端に言えば先程、大田さんからも言われたように端っこの方に付けて、橋の所でLの字を作っても別に支障はないんじゃないかと私は思うんですが、その辺をもう一回、本人さんと協議された後に、農業用施設ということでまた審議にかければと考えるん

ですが。

事務局長
補佐

事務局としては、一旦保留をして本人に戻して、きちんと占用申請なり必要な届出は出してもらったうえで、その施設が必要かどうか、するかしないか。

また、農地を分断した場合、農地がきちんと管理できるのかを確認できたらと思っています。

14番

はい。

議長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

どうしても本人が作りたいというのなら、他人の農地は考えんと、上の大きい方の▲▲▲▲番▲の位置図で言うと上の方に引っ付けて、橋が既にあるんやったらそれを取っ払ってそっちにやって、進入路の今の両方の相作りの分の進入路はそのままに置きちよかんと、先々問題が出た時に小さい方の田んぼに入られんから、今の一番、真っ直ぐ作りたい方へ農道から進入路を作ったら別に人に迷惑をかけんほやから。

どうしても作らんといけんというもんやったら、そのようにされた方がいいんじゃないんですか。

事務局長

貴重なご意見ありがとうございました。

まさに木村さんの言う通りでございまして、▲▲▲▲番▲いわゆるこちらの方、自分の財産。こちらの方を最優先して使っていけばどうですかと。というような話も先方の方にはさせていただいて、よりいい形ですね。

また、きちんと法律というルールを守ってこの農地を変更していくということも、この際●●さんにもご理解いただくような形で話を進めていきたいなというふうに思っております。

ということで、今回は一旦保留とさせていただきまして、またそういった調整を事務局の方でさせていただきまして、次回、本人さんが申請されるかどうかはわかりませんが、申請されたあかつきには、皆さんと協議事項としてあげさせていただこうと思います。

事務局長
補佐

今回は、農林水産課から意思決定を求められていますので、農業委員会として総会議案は非同意なんですけれども、回答の出し方については、適正な手続きの確認と計画の再度検討を要するというような形で内容を記載し回答する方向で考えています。

5 番 ちょっといいですか、確認です。
 この申請者は●●さんですね、まず▲▲▲▲番▲これは●●さんの土地
 ですね。そして▲▲▲▲番▲これは他人ですか。

事務局長
補佐 他人です。

5 番 この 1 番の書類の中では、一応、申請者は●●さんで、ずうっと入っ
 ちよるんですけど、これっていうのはさっきここに付けたらいいんじゃない
 かっていう話もあったですね。
 それっていうのは、私は、●●さんの土地かなと思ったんですよ。この
 土地自体が、この申請が●●さんが 2 筆になつとるような状態にみえたん
 ですよ。
 だから、私、深水やったら所有者が深水ですよという文が書いてあつた
 ら分かるけれども、反対に●●さん 1 本になつとるから、すべては●●さ
 んかなと思ったんですよ。
 だからそれが 2 筆あるその中に通すんかなと思ったんですけど、それは
 どうなんですか。
 それは、全然別箇。

事務局長
補佐 別箇です。

5 番 そうなんですか。

事務局長 一応、●●さんとしては、この他人の土地なんです、その方からも許
 可は頂いているということです。

事務局長
補佐 どうなるか分からないからということで。

事務局長 議案の書き方としては、申請者は●●さんなんで、ちょっとこういう書
 き方にはなるんですが。
 所有者というところがないんですね。
 とりあえず、先程、長谷川が言ったようにですね、県の方に出すとい
 うことで、農業委員会の方からこういったご意見があったということは、県
 の方に相談し協議してまいりたいと思います。

議 長

それぞれ貴重なご意見をいただきました。

これは、農業振興地域整備計画の変更ということで、意見、決定を求めるといってごさいましたが、今、事務局並びに事務局長の方からも説明がありましたが、許可が出来ないということは言えないという、この変更計画でございます。

それで今回、一度保留をして農林事務所、県、等々のご意見を確認し、計画の見直しを行ったうえで、次回、再審議という形で今日のご理解をただけたらと思いますが。

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 4 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

4 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。5 ページをご覧ください。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借はございません。

使用貸借が、三隅地区が、1 件 1 筆の 805 m²。日置地区が、1 件 1 筆の 1,050 m²。計が、2 件 2 筆の 1,855 m²。

合計しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 805 m²。日置地区が、1 件 1 筆の 1,050 m²。

全体で、2 件 2 筆の 1,855 m²となります。

詳細につきましては、6 ページをご覧ください。

次に、7 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 2 筆の 2,803 m²。日置地区が、6 件 23 筆の 66,556 m²。油谷地区が、4 件 24 筆の 40,776 m²。計が、11 件 49 筆の 110,135 m²。

使用貸借が、長門地区が、1 件 1 筆の 568 m²。油谷地区が、2 件 4 筆の 4,590 m²。計が、3 件 5 筆の 5,158 m²。

合計しますと、長門地区が、2 件 3 筆の 3,371 m²。日置地区が、6 件 23

筆の 66,556 m²。油谷地区が、6 件 28 筆の 45,366 m²。

全体で、14 件 54 筆の 115,293 m²となります。

詳細につきましては、8 ページから 11 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の 1 の説明を、お願いいたします。

事務局長

では、説明に入ります。12 ページをご覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明です。

番号 1。

現地については、原野として、令和 4 年 3 月 8 日に会長、宮本推進委員と事務局とで現地を確認し、非農地証明をしております。

番号 2。

現地については、畑として、令和 4 年 3 月 8 日に会長、野中委員、木村推進委員と事務局とで現地を確認し、それぞれ非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	13 ページをご覧ください。 報告事項 2、農業用施設設置届受理報告です。 この案件は、議案第 3 号番号 1 に関連したもので、先程の案件と連動しておりますので、保留ということで省略させていただきます。
議 長	続きまして、報告事項の 3 の説明をお願いいたします。
事務局長	14 ページをご覧ください。 報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。 番号 1。 内容としましては、当該農地が俵山、豊田道路の用地買収で不整形な残地となったので、0.4~0.6mの盛土により、畑地として果樹等を植付け管理したい。 令和 4 年 2 月 18 日に受理通知しております。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の 4 の説明をお願いいたします。 15 ページをご覧ください。 報告事項 4、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。
事務局長	番号 1。 令和 4 年 2 月 1 日に合意解約をしております。 ほか 5 件の合意解約でございます。 補足でございますが、先ほど報告した 6 件 21 筆、38,043 m²については、

賃借人の急逝による解約で、番号1から番号4までの賃貸人については、農業委員会の斡旋を希望され、番号5及び番号6については自己管理となっています。

既に、中間管理機構の末永コーディネーターには、事情を説明しておりますが、該当する地区の農業委員の皆さまには、お手数ですが、推進委員や中間管理機構と連絡を取り合いながら、少しでも農地の借り手が見つかるようご尽力いただければと思います。

以上でございます。

議 長

林委員さん、何か補足説明がありましたらお願いします。

4 番

はい。

ご主人が亡くなられた時に、一応、私も中山間の役員をやっておりますが、ご相談に乗らせていただいて、奥様がそのまま農地を維持管理することは難しいだろうということで、とりあえず各方面に電話なりして、お伺いをたててくださいというのを申したんですが、知っているのは2番の●●さんがご自身でそのまま耕作されるということなので、それだけは確認しております。

あと、私の地区の3番の●●さんに関しては、まだ相談を受け付けてないので分かりません。

あとは、私の地区とまた違う所であったりするので分からない所もありますが、私はその1件を把握しているくらいです。

議 長

ありがとうございます。

報告事項でございますので、ご意見をいただいたということでございます。

事務局長

それでは続いて、17ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号1。

令和4年1月7日に合意解約をしております。

ほか3件の合意解約です。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項4について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長	続きまして、報告事項の 5 の説明をお願いいたします。
事務局長	18 ページをご覧ください。 報告事項 5、公共工事の施行に伴う農地の転用についてです。 番号 1。 内容としましては、一般国道の本線工事を円滑に施工する必要があり、最小限の農地を仮設道路として一時転用する計画としたものです。 令和 4 年 2 月 10 日に受理しております。 ほか 1 件の永年転用です。 以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 5 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	以上で、報告事項、その他について終わります。 続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。
事務局長 補佐	来年度 4 月の定例総会ですが、4 月 15 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 4 階会議室 2 で開催します。開催場所が 3 階から 4 階へ変更となっておりますのでご注意ください。 なお、現地調査につきましては 4 月 7 日、木曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 事務連絡については、以上となります。
議 長	長時間に渡りましてご審議いただきまして、ありがとうございました。 委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。 ご苦勞様ございました。
	終了時間 午前 10 時 45 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年3月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議 事 録 署 名 委 員 深 水 一 男

議 事 録 署 名 委 員 河 野 八 千 代